

商品概要説明書

フリーローン（オリコ・ジャックス型）

（令和元年 7 月 1 日現在）

商品名	フリーローン（オリコ・ジャックス型）
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 76 歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方（専業主婦の方を含みます）。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とします。ただし、営農資金、事業資金等は除きます。
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。ただし、専業主婦の方については、30 万円以内とします。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。
借入利率	【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お客様から当 J A へお支払いいただく利息の中から当 J A が保証機関へ支払います。この場合、お借入利率は年 2.30% 上乗せされた利率が適用されます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（株式会社オリエントコーポレーションまたは株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本店金融共済部（電話：0 1 3 8 - 4 6 - 2 3 2 3）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会（電話：0 1 1 - 2 5 1 - 7 7 3 0）

その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
-----	--

J A 函館市亀田

商品概要説明書

住宅所有者向けフリーローン（オリコ・ジャックス型）

（令和元年 7 月 1 日現在）

商品名	住宅所有者向けフリーローン（オリコ・ジャックス型）
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 81 歳未満の方。 ○住宅を所有されている方。 ○継続して安定した収入のある方（専業主婦の方を含みます）。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とします。ただし、営農資金、事業資金等は除きます。
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。ただし、専業主婦の方については、30 万円以内とします。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。
借入利率	【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お客様から当 J A へお支払いいただく利息の中から当 J A が保証機関へ支払います。この場合、お借入利率は年 1.60%～3.50% 上乗せされた利率が適用されます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（株式会社オリエントコーポレーションまたは株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本店または金融共済部（電話：0 1 3 8 - 4 6 - 2 3 2 3）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置

	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 函館市亀田